

香川県精神保健福祉センター所報  
2020年度（令和2年度）



香川県ゲートキーパー推進キャラクター  
「きーもん」

香川県精神保健福祉センター

# 目次

## I 概要

1	目標	1
2	沿革	1
3	施設の概況	2
4	組織及び職員	3
5	県内の市町	4

## II 業務実績

1	技術指導及び技術援助	5
2	教育研修	11
3	精神保健福祉相談	12
4	普及啓発	18
5	組織育成	20
6	自殺対策事業	21
7	ひきこもり対策事業	22
8	依存症対策事業	24
9	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)	27
10	精神医療審査会	29

## III 資料

1	法規関係	30
2	地域保健福祉関係年表	36

# I 概要

## 1 目標

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する知識普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う機関である。

精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。（「精神保健福祉センター運営要領」平成8年1月19日健医発第57号厚生省医療局長通知）

## 2 沿革

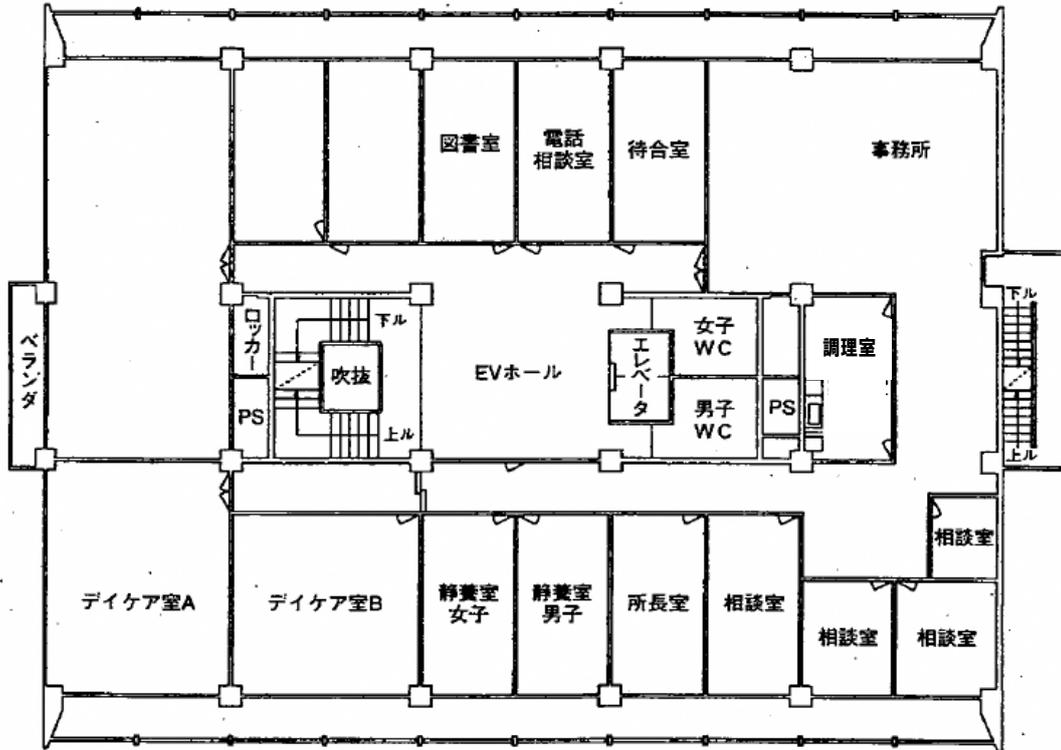
- |          |   |
|----------|---|
| 昭和27年12月 | 香川県精神衛生相談所設置条例公布<br>香川県高松保健所に併設される  |
| 昭和42年4月  | 香川県精神衛生センター条例公布<br>香川県精神衛生相談所設置条例は廃止され、高松市宮脇町478香川県保健衛生センター内に香川県精神衛生センターが発足 |
| 昭和48年9月  | 高松市松島町1丁目17番28号香川県高松合同庁舎内に移転  |
| 昭和63年7月  | 精神保健法の施行に伴い「香川県精神衛生センター」から「香川県精神保健センター」に名称変更                                |
| 平成7年7月   | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴い「香川県精神保健センター」から「香川県精神保健福祉センター」に名称変更                |
| 平成23年6月  | 香川県精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を設置                                     |

### 3 施設の概況

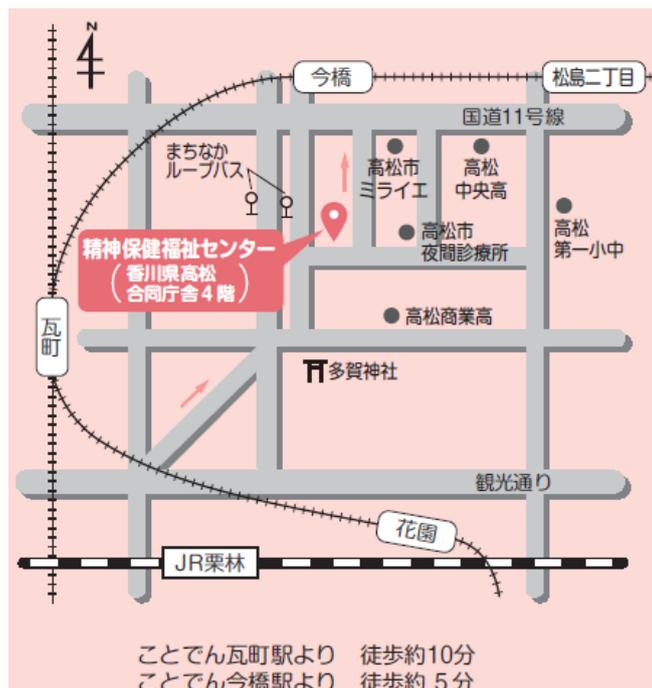
建 物  
平 面 図

専用床面積 482.8 m<sup>2</sup>

令和3年3月31日現在



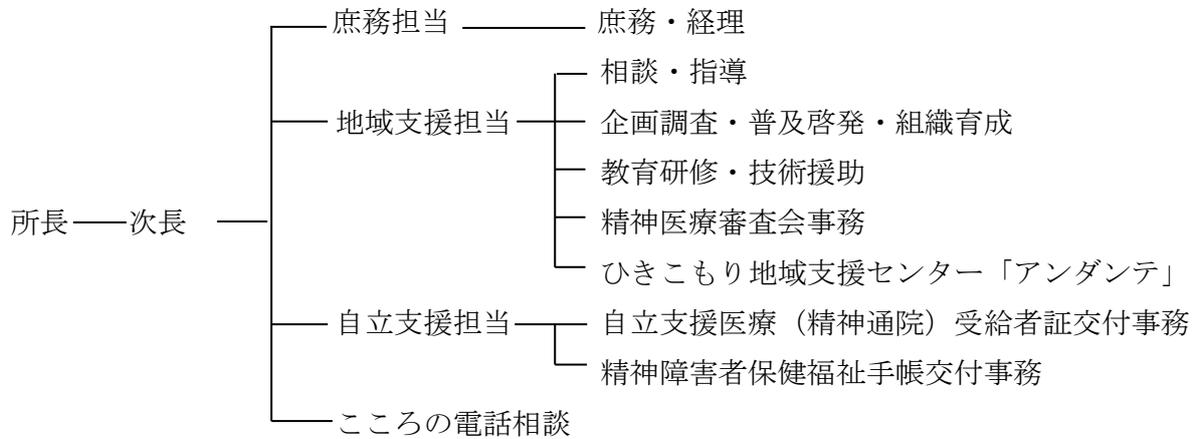
所在地 〒760-0068 高松市松島町1丁目17番28号 (香川県高松合同庁舎4階)  
 (087)804-5565 (総務) (087)804-5566 (地域支援)  
 (087)804-5567 (自立支援) (087)835-5474 (FAX)



## 4 組織及び職員

### (1) 組織状況

令和3年3月31日現在



### (2) 職員配置状況

		所長	次長	副主幹	主任	主任主事	主任技師	技師	嘱託	その他	計
常勤職員	技術職員	医師								[1]	[1]
		保健師				2		1	0		3
		社会福祉	1	1	1	1					4
		心理						1			1
	事務職員				1	1					2
非常勤職員	精神保健福祉相談								4		4
	電話相談								2		2
	依存症対策相談								1		1
	事務職員									2	2
合計		1	1	1	4	1	2	0	7	2[1]	19[1]

[ ]内は兼務。

### (3) 機能別職員配置状況

	事務	医師	保健師	精神保健福祉相談員	臨床心理技術者	精神保健福祉士	その他	計
常勤職員	2	[1]	3	5	(1)	(2)		10 [1]
非常勤職員	2			5	(1)	(1)	2	9
合計	4	[1]	3	10	(2)	(3)	2	19[1]

[ ]内は兼務、( )内は再掲。

## 5 県内の市町



(令和2年10月1日現在)

市町		人口(人)	面積 (km <sup>2</sup> )
香 川 県		950,244	1,876.78
高 松 市		417,496	375.42
丸 亀 市		109,513	111.83
坂 出 市		50,624	92.49
善 通 寺 市		31,631	39.93
観 音 寺 市		57,438	117.83
さ ぬ き 市		47,003	158.63
東 か が わ 市		28,279	152.83
三 豊 市		61,857	222.70
小 豆 郡	土 庄 町	12,846	74.38
	小 豆 島 町	13,870	95.59
木 田 郡	三 木 町	26,878	75.78
香 川 郡	直 島 町	3,103	14.22
綾 歌 郡	宇 多 津 町	18,699	8.10
	綾 川 町	22,693	109.75
仲 多 度 郡	琴 平 町	8,468	8.47
	多 度 津 町	22,445	24.39
	ま ん の う 町	17,401	194.45

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等が中止となっている場合がある。

## Ⅱ 業務実績

### 1 技術指導及び技術援助

精神保健福祉センター運営要領では、「地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う」とされており、本年度も次のとおり実施した。

#### (1) 保健所・市町における事例検討及びコンサルテーション

保健所及び市町の精神保健業務担当者と共に、定期的に行われるケース会議において個々のケースの援助方針について検討した。

保健所名	市町	年月日	事例数	参加者数
小豆総合事務所	土庄町	R2.6.16	2	18
	小豆島町	R3.3.9	2	16
東讃保健福祉事務所	さぬき市	R2.6.30	3	22
	東かがわ市	R2.6.24	3	18
	三木町	R2.7.1	5	18
	直島町	R2.9.1	2	8
中讃保健福祉事務所	丸亀市	R2.9.15	2	16
	坂出市	R2.7.29	4	14
	善通寺市	R2.7.22	3	7
	宇多津町	R2.10.28	3	15
	綾川町	R2.8.5	3	12
	琴平町	R2.12.15	3	10
	多度津町	R2.12.1	4	12
	まんのう町	R2.7.21	3	9
西讃保健福祉事務所	観音寺市	R3.1.5	3	21
	三豊市	R2.7.7	3	12
高松市保健センター		R2.6.2	3	13
		R2.8.4	6	11
		R2.11.17	3	11
合計			60	263

## (2) 「新型コロナウイルス感染症等に関する心のケア支援事業」に伴うコンサルテーション

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症等により、様々な影響を受けている県民からの相談に対応する保健所及び市町職員に対して、心のケアに関する技術指導及び技術援助を行うことで、地域精神保健福祉活動に対する支援技術の向上を図ることを目的に、保健所及び市町における新型コロナウイルス感染症等に関する事例に対して、技術指導及び技術援助を行った。オンライン会議システムを活用したコンサルテーションを実施し、7事例に対して延べ95名の参加があった。

## (3) 精神保健福祉業務担当者会

保健所の精神保健業務担当者と情報共有や意見交換、協議を行い、連携を図った。

年月日	内容
R2.7.6	1 障害福祉課より 2 令和2年度事業計画について 3 協議したい事項について 4 その他・連絡事項
R2.9 (書面開催)	協議したい事項、周知事項等について書面にて集約
R3.1.25 (オンライン会議)	1 障害福祉課より 2 協議事項 通報対応について 依存症への支援について 対応困難事例、個別ケース会議の開催について メール相談の対応について 22条申請対応について 要対協ケースへの対応について 自立支援協議会について 3 連絡事項
R3.3.8 (オンライン会議)	1 障害福祉課より 2 協議事項 児童の23条通報について 担当者会のあり方について 3 連絡事項

#### (4) 関係機関への援助

##### ①会議等への出席

関係行政機関等の委員会・協議会の会議等に参加した。

##### <精神障害者地域移行・地域定着支援事業における援助>

名称	回数	担当
ピアサポーターワーキンググループ	5	保健師

##### <心神喪失者等医療観察制度における援助>

名称	回数	担当
ケア会議 中 讃	3	臨床心理士、保健師

##### <自立支援協議会への協力>

名称	回数	担当
香川県自立支援協議会	2	所長
高松圏域自立支援協議会ピアサポーター活動推進WG	5	保健師
大川圏域地域自立支援協議会 (定例会・書面開催)	3	精神保健福祉相談員
中讃東圏域自立支援協議会 (書面開催)	2	保健師

<その他>

年月日	事業名	担当
R2.6.8	香川県かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会	所長
R2.7.17	第1回香川県災害福祉支援ネットワーク協議会	所長
R2.7.20	香川県被害者支援連絡協議会	所長
R2.8.25	かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議（県東部地域）	臨床心理士
R2.8.25	香川県自殺対策連絡協議会（書面開催）	所長
R2.8.27	かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議（県西部地域）	臨床心理士
R2.9.8	第1回香川県ギャンブル等依存症対策推進計画作成委員会	所長
R2.9.9	高松刑務所「公開研究事業」	所長
R2.9.29	第1回香川県ネットゲーム依存回復プログラム作成ワーキンググループ	所長
R2.10.2	中高年にも配慮したひきこもり支援に関する意見交換会	臨床心理士
R2.10.19	全国精神保健福祉センター長会（書面開催）	所長
R2.11.10	香川県精神保健福祉大会 ポスター展 表彰式	所長
R2.11.11	第2回香川県ネットゲーム依存回復プログラム作成ワーキンググループ	所長
R2.11.17	少年矯正施設との連携会議	永井
R2.11.25	高松市自殺対策推進会議（書面開催）	所長
R2.11.26	第1回香川県障害者差別解消支援地域協議会	所長
R2.12.15	第2回香川県ギャンブル等依存症対策推進計画作成委員会	所長
R3.1.21	三豊市自殺対策協議会設立準備基調講演会	所長
R3.2.16	香川県多重債務者対策協議会（書面開催）	精神保健福祉相談員
R3.3.18	第2回香川県障害者差別解消支援地域協議会	所長
R3.3.22	高次脳機能障害関係機関連絡協議会	所長

②研修会の講師等

年月日	事業名	対象	主催	担当
R2.6.29	障害福祉相談所所内研修	職員	障害福祉相談所	精神保健福祉相談員
R2.9.3	こころの健康について	学生	農業大学校	保健師
R2.9.4	薬物事犯に関する引受人・家族会	一般	高松保護観察所	精神保健福祉相談員
R2.10.2	高松香川地区医療介護ネットワーク会議座談会	高松香川地区医療介護ネットワーク会議参加者	高松香川地区医療介護ネットワーク会議	臨床心理士
R2.11.1	かかりつけ医うつ病対応力向上研修会	かかりつけ医	香川県医師会	所長
R2.11.11	薬物依存離脱指導	受刑者	高松刑務所	精神保健福祉相談員
R2.11.19	香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員研修会	香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員等	西讃保健所	精神保健福祉相談員
R2.12.11	女子少年院在院者に対する講話	在院生	丸亀少女の家	精神保健福祉相談員
R3.1.7	龍雲あけぼの学園職員研修	職員	龍雲あけぼの学園	精神保健福祉相談員
R3.1.9	初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	一般	かがわ総合リハビリテーションセンター	精神保健福祉相談員
R3.2.10	薬物依存離脱指導	受刑者	高松刑務所	精神保健福祉相談員
R3.2.15	薬物非行防止指導	在院者	四国少年院	精神保健福祉相談員
R3.3.14	第9回市民公開セミナー「お酒の問題と自殺予防」	一般	香川県断酒会	所長

### ③コンサルテーション

関係機関の援助者に対し、コンサルテーションを実施している。下記以外にも面談や電話・メールによりケース対応等に関する助言を適宜実施している。

年月日	関係者	内容	方法	担当
R2.9.7	婦人相談所	不可解な言動があり、精神疾患が疑われる入所者への支援について	面談	精神科医
R2.9.7	福祉関係機関	SNSによる迷惑行為を繰り返すケースへの対応	面談	精神科医
R2.10.30	教育関係	ゲームに依存している本人への対応について	面談	精神科医
R2.12.21	教育関係	母の言動に振り回され不安定になっている生徒への対応について	面談	精神科医
R3.2.15	教育関係	ネグレクト傾向の母と不登校の本人への対応について	面談	精神科医

## 2 教育研修

### (1) 精神保健福祉関係職員等に対する教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の精神保健福祉に関する知識・技術の向上を図り、効果的で円滑な関係機関の連携を図ることを目的として行っている。

区分	年月日	内容	対象	参加数
ひきこもり対策研修会	R3. 1. 9	『ひきこもる心を支援する～寄り添う家族にできること～』 講師：神戸市看護大学 教授 船越 明子 氏	保健・医療・教育・福祉等の関係職員及びひきこもり当事者の親等	64

※講師と会場をオンライン会議システムで繋いで実施

### (2) 当事者・ボランティア等に対する教育研修

平成3年度から開催している研修会を、平成8年度より「みんなの精神保健福祉を語ろう会」に改称している。当事者や家族、関係者で構成された実行委員会を開催した。なお、令和2年度「みんなの精神保健福祉を語ろう会」は新型コロナウイルス感染症に関する状況を勘案し、開催を中止し書面による意見照会を行った。

区分	年月日	内容	場所	参加数
みんなの精神保健福祉を語ろう会 実行委員会	R2. 6 ～R3. 3 (全8回)	令和2年度 みんなの精神保健福祉を語ろう会について	精神保健福祉センター	実人員：11 延人員：57

### (3) 学生・実習生等に対する教育

年月日	対象	内容	人数
R2. 9. 11	保護観察所新任職員	精神保健福祉センターの精神保健福祉業務の把握	1
R2. 12. 11	新任社会福祉等職員	精神保健福祉センターの精神保健福祉業務の把握	12
R2. 12. 22	香川大学医学部看護学科学生	香川大学医学部看護学科授業における発表会講評	オンライン開催のため不明

### 3 精神保健福祉相談

精神保健福祉相談として、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

なお当センターにおいて実施していた診療及び精神科デイケアは平成23年11月から休止している。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、相談室にパーテーションや空気清浄機等を設置するなど来庁者の安全確保に努めた。

#### (1) 来所相談・訪問

##### ①相談件数の推移（訪問を含む）

	H30	R元	R2
実人員	318	346	252
新規	208	201	135
継続	110	145	117
延件数	1,315	1,639	1,238

R2 訪問指導（再掲）	
実人員	18
延件数	64
ひきこもり	60
自殺関連	9
その他	3

##### ②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	ゲーム	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その 他	合計
28	305	48	83	54	37	163	442	58	11	1	8	1,238

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
518	116	76	0	0

ウ：対象者の性別内訳

男性	女性	合計
745	493	1,238

エ：対象者との関係（重複あり）

本人	家族	その他
839	519	20

オ：対応（重複あり）

対応		件数
助言・指導		1,229
情報提供		42
他 機 関 紹 介	医療機関	19
	市町／保健所	1
	福祉機関	3
	自助団体	0
	その他	2

対応		件数
心理検査		0
紹介状	往信	0
	返信	0
文書作成		2
その他		0

### ③実人員内訳（初回来談時）

ア：対象者の性別・年代別内訳

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	不明	合計
男性	0	13	34	45	35	19	5	3	0	154
女性	0	8	26	24	16	14	6	4	0	98
合計	0	21	60	69	51	33	11	7	0	252

イ：紹介経路（新規のみ）

医療関係	保健・福祉関係	教育関係	広報・電話帳等	インターネット	既知	その他	不明	合計
7	12	3	6	41	10	23	33	135

ウ：対象者の居住地

市町	人数
高松市	135
丸亀市	7
坂出市	7
善通寺市	4
観音寺市	3
さぬき市	6
東かがわ市	4
三豊市	6
土庄町	0
小豆島町	2

市町	人数
三木町	9
直島町	0
宇多津町	3
綾川町	5
琴平町	0
多度津町	0
まんのう町	1
県外	4
不明	56
合計	252

## (2) 電話相談

こころに不安を抱えておられる方が相談機関に早期につながるができるよう相談支援体制を強化することを目的として、令和2年6月19日から電話回線を増設した。

### ①相談件数の推移

	H30	R元	R2
新規	816	962	1,008
継続	4,671	4,555	5,376
延件数	5,487	5,517	6,384

### ②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	ア ル コ ー ル	薬物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	合 計
213	3,003	95	141	76	42	361	1,836	243	6	1	367	6,384

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害	新型コロナ ウイルス
225	84	189	5	0	113

ウ：対象者の性別・年代別内訳

	～9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70以上	不明	合計
男性	2	104	414	847	250	635	53	21	253	2,579
女性	5	214	147	161	1,376	699	482	164	538	3,786
不明	0	4	1	3	3	3	2	2	1	19
合計	7	322	562	1,011	1,629	1,337	537	187	792	6,384

エ：対象者の職業

有職	無職	学生	その他	不明	合計
1,458	3,930	430	27	539	6,384

オ：対象者との関係

本人	配偶者	親	子	その他 親族	その他	合計
5,681	92	376	60	77	98	6,384

カ：相談内容

内容	件数
精神的な病気・障害に関すること	
不安・疑問	410
診療機関・相談機関	120
その他	67
行動上の問題	
非社会的行動	166
反社会的行動	15
その他	12
対人関係に関する問題	
家族	833
職場	67
学校	96
その他	248
依存の問題	
アルコール	93
薬物	141
ギャンブル	75
摂食障害	4
ゲーム	44
その他	53
心の健康に関すること	321
性に関すること	73
制度・福祉的なこと	80
話を聞いてほしい	3,345
その他	121

キ：紹介経路（新規相談）

紹介経路	件数
医療関係	30
保健・福祉関係	60
教育関係	9
広報・電話帳等	39
インターネット	291
既知	69
その他	100
不明	410
合計	1,008

ク：対応（重複あり）

対応	件数	
傾聴・助言	6,186	
情報提供	医療機関	39
	保健所・市町	61
	福祉機関	75
	自助団体	7
	その他	87
来所予約	229	
その他	28	

ケ：所要時間

所要時間	件数
～5分	817
～15分	1,668
～30分	1,649
～60分	1,681
60分～	569
合計	6,384

### (3) メール相談

#### ①相談件数の推移

	H30	R元	R2
実件数	70	64	58
延件数	106	98	160

#### ②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

老人 精神保健	社会 復帰	アルコ ール	薬物	ギャン ブル	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	摂食 障害	てん かん	その他	合計
7	15	2	0	0	54	50	14	1	0	17	160

イ：相談種別（再掲）

ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	災害
43	5	29	0	0

ウ：対象者の性別・年代別内訳

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
男性	10	1	15	17	5	0	1	2	51
女性	40	19	3	17	1	6	0	9	95
不明	3	0	0	0	2	0	0	9	14
合計	53	20	18	34	8	6	1	20	160

エ：対象者の職業

有職	無職	学生	その他	不明	合計
16	68	52	2	22	160

オ：対象者との関係

本人	家族	友人知人	その他	合計
94	58	1	7	160

カ：対応（重複）

対応	件数
カウンセリング	64
紹介	0
情報提供	66
その他	0
返信せず（できず）	12

#### (4) 特定相談（再掲）

昭和 64 年 1 月 5 日付保健医療局長通知「精神保健センターにおける特定相談事業実施要領について」に基づく特定相談事業の一環として、アルコール関連問題及び思春期精神保健に関する相談指導等を実施している。

##### ①アルコール関連問題に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

	来所相談	電話相談	メール相談
延件数	48 (実人員：20)	95	2

イ：女性酒害者の会「オリーブの会」

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
20	16	116	毎月第 2 火曜日 14：00 ～ 16：00 第 4 水曜日 14：00 ～ 16：00	体験発表 グループミーティング

##### ②思春期精神保健に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

	来所相談・訪問指導	電話相談	メール相談
延件数	163 (実人員：36)	361	54

## 4 普及啓発

一般住民に対し、精神保健福祉や精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うことを目的として、次のとおり実施している。

### (1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの総合相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

### (2) ゲートキーパー普及啓発事業

平成 25 年度より本事業の一環として、『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員及び認定 NPO 法人マインドファーストの花岡正憲氏・島津昌代氏が担当した。

障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター・きーもんの貸し出しを行い、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

実施日	申込者	対象	参加人数
R2. 6. 19	香川県立農業大学校	学生、教員	34
R2. 11. 18	香川高等専門学校	学生、教員	180
R2. 11. 27	香川県教育委員会	スクールカウンセラー等	70
R2. 12. 10	香川県消防学校	初級幹部科	22
R3. 2. 9	香川県消防学校	専科教育救急科	34

### (3) アルコール健康障害対策出前講座

令和元年度より、アルコールに関する理解を深め、自らアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、アルコール依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へつなぐことができるよう地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

実施日	申込者	対象	参加人数
R2. 6. 19	香川県立農業大学校	学生	36
R2. 8. 25	警察本部厚生課	警察学校初任科生	62
R3. 1. 15	香川大学	学生	19

#### **(4) 精神保健福祉協会に関する活動**

香川県精神保健福祉協会が毎年開催する「香川県精神保健福祉大会」や「こころの健康展」について企画や運営に協力している。今年度はコロナ感染症の蔓延のため中止となったが、R2.11.10には、香川県精神保健福祉大会ポスター展の表彰式に参加した。

#### **(5) 新型コロナウイルス感染症等に関する心のケア支援事業**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした新たな生活様式等により、不安やストレスを抱えて生活していることが推測され、さらにこれらの影響が長期化することで、心身の変調を訴える人が増加し、うつ病等精神疾患の発症にもつながることが危惧されている。

このような県民の不安やストレスについて、地域での相談体制を強化し、相談窓口の更なる周知を目的として令和2年9月にリーフレット初版を作成、令和3年2月に増刷し、関係機関に配付した。

#### **(6) 図書、DVD等の整備**

当センターの図書室は、センターの受付時間内に利用することができ、貸し出しも行っている。開架式をとっているため、直接手にとって閲覧することができる。蔵書は精神医学、精神保健、精神障害者の福祉に関するものを中心に約2,800冊、DVDなどの視聴覚資料は約120本あり、精神保健福祉関係者や学生、当事者、家族、ボランティアなどが利用している。また、関係機関より送付される報告書、関係紙等は一般には得にくい資料として貴重なものである。図書検索のためのデータベースを作成し、活用している。

#### **(7) ホームページの更新**

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/seishinhoken/seishinhoken/kfvn.html>

令和2年度には、香川県ホームページのリニューアルに伴い、センターのページのデザインも一新し、閲覧者の利便性が向上した。掲載内容については随時更新を行い、制度改正や研修会の案内等タイムリーな情報提供に努めている。自立支援医療、ひきこもり地域支援センター、相談のページなどへのアクセスが多い。

## 5 組織育成

精神保健福祉活動に携わる民間の組織・団体の育成を図る支援を行うため、当センターでは精神障害者家族会や関係団体に対し、助言・協力等の援助を実施している。

### (1) 精神障害者家族会

香川県精神障害者家族会連合会は昭和 48 年に結成されている。当センターでは家族会への協力により、その支援に関わっている。

### (2) 断酒会

香川県断酒会は昭和 41 年に結成され、断酒例会を県内各地で開催している。当センターでは側面的支援として関わりを持っている。

年月日	内容	場所	参加数 (延)	担当
R2. 4～R3. 3	本部例会（毎月 1 回）への協力	香川県 高松合同庁舎	123	保健師・臨床心理士・ 精神保健福祉相談員

※4～6 月は新新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止。

### (3) 女性酒害者の会「オリーブの会」（再掲）

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
20	16	116	毎月第 2 火曜日 14:00 ～ 16:00 第 4 水曜日 14:00 ～ 16:00	体験発表 グループミーティング

※4～5 月は新新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止。

### (4) 香川ダルク支援会

平成 21 年 12 月に「香川ダルク設立準備会」が発足し、当センターは準備会メンバーとして関与してきた。平成 23 年 12 月に香川ダルク発足後は、「香川ダルク支援会」のサポートメンバーとして会合に出席する等の協力・支援を行っている。

## 6 自殺対策事業

### (1) 自殺未遂者訪問等支援事業

#### ① 自殺未遂者への個別支援

平成 22 年 7 月より自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療機関（香川県立中央病院）や保健所等との連携のもと、本事業を開始した。自殺企図をして救急搬送された未遂者に対し当センターからの精神保健福祉的な支援が必要と判断された場合、家族もしくは本人に本事業を紹介し、治療終了後、同意の得られた方に当センターが継続的に支援を行うものである。また、関係機関からの自殺企図の相談や連絡を受けるほか、本人からの相談の中で自殺企図の可能性が高いと判断されるケースについても対応しており、数年にわたり支援を継続しているケースもある。

#### ② 2 次救急病院との連携

2 次救急病院を訪問し、連携のための情報交換と自殺未遂者のためのリーフレットを配布した。

### (2) ゲートキーパー普及啓発事業（再掲）

平成 25 年度より本事業の一環として、『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員及び認定 NPO 法人マインドファーストの花岡正憲氏・島津昌代氏が担当した。

障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター・きーもの貸し出しを行い、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

### (3) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動（再掲）

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの総合相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

### (4) 自殺予防のための対応力向上研修（再掲）

自殺予防につなげることを目的とし、支援者を対象とした研修会を毎年開催していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開催を中止した。

## 7 ひきこもり対策事業

ひきこもり当事者や家族を支援し、福祉の推進を図ることを目的に、ひきこもり対策推進事業実施要領（平成21年5月8日付厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、当センター内にひきこもり地域支援センター“Andante（アンダンテ）”を開設した。（開設日：平成23年6月20日）

ひきこもり地域支援センターを中心に、以下の事業を行った。

### （1）来所相談（再掲）

#### ①相談件数の推移（訪問を含む）

	H30	R元	R2
実人員	95	111	93
新規	49	53	40
継続	46	58	53
延件数	520	650	518

R2 訪問指導（再掲）	
実人員	14
男性	11
女性	3
延件数	60

#### ②相談者内訳

ア：相談者（本年度初回来談時）

	本人のみ	本人と家族	家族のみ
実人員	93	21	13
%	100.0	22.6	14.0

イ：当事者の性別内訳

	男性	女性
実人員	93	73
%	100.0	78.5

### （2）電話相談（再掲）

	H30	R元	R2
新規	77	128	93
継続	50	66	132
延件数	127	194	225

### （3）メール相談（再掲）

	H30	R元	R2
実件数	13	16	15
延件数	18	23	41

文書相談（R2）	
実人員	1
延件数	36

#### (4) ひきこもり親のグループワーク

ひきこもりの子どもを持つ親を対象とし、自由な雰囲気の中、話し合うことでリフレッシュを図り、子どもの状態に対する不安を解消する場としている。

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
11	12	32	毎月1回（第2金曜日） 13：30～15：00	グループミーティング

#### (5) ひきこもり当事者の集団活動

ひきこもり当事者の社会参加へのステップアップを目的とした当事者の集団活動を平成25年10月から開催している。ひきこもりサポーターの協力を得て個々のニーズに合った支援内容を展開している。

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
21	5	64	毎月2回（第1・3水曜日） 13：30～15：30	集団活動

#### (6) ひきこもり対策研修会（再掲）

年月日	内容	対象者	参加数
R3.1.9	『ひきこもりを理解する～寄り添う家族にできること』 講師：神戸市看護大学 教授 船越 明子 氏	保健・医療・教育・福祉等の関係職員及びひきこもり当事者の親等	64

※講師と会場をオンライン会議システムで繋いで実施

#### (7) ひきこもり対策連絡協議会

ひきこもり支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり対策が円滑に推進されるよう、ひきこもり対策連絡協議会を年2回開催している。

	年月日	内容	参加機関数
第1回	R2.11.30	(1) 各機関におけるひきこもり支援（対応）状況について (2) ひきこもりサポーターの活用について (3) 県今年度新規事業報告	15 機関、 市町担当 職員

#### (8) ひきこもりサポーター登録・名簿管理

県内で実施されているひきこもりサポーター養成研修事業・派遣事業について、当センターはひきこもりサポーターの登録及び名簿管理を担っている。また事業の円滑な実施のために、必要に応じて市町等に対し助言を行っている。

## 8 依存症対策事業

平成 29 年度より新たに「依存症者回復支援事業」を開始し、依存症者本人及びその家族への依存症からの回復を促進する取り組みを行い、依存症の正しい理解の普及啓発や地域における依存症対策の推進に向けて取り組んでいる。

### (1) 依存症相談件数

#### ①来所相談（再掲）

		H30	R 元	R2
アルコール	実人員	12	22	20
	延件数	22	63	48
薬物	実人員	15	15	15
	延件数	94	105	83
ギャンブル等	実人員	23	26	15
	延件数	97	86	54
ゲーム	実人員	—	7	9
	延件数	—	16	37
その他依存	実人員	14	13	10
	延件数	35	39	45
合計	実人員	64	83	69
	延件数	248	309	267

※ゲームは R 元年度より集計

H30 年度におけるゲームの相談についてはその他依存に計上

#### ②電話相談（再掲）

	H30	R 元	R2
アルコール	38	77	95
薬物	145	139	141
ギャンブル等	83	66	76
ゲーム	—	20	42
その他依存	44	26	50
延件数	310	328	404

※ゲームは R 元年度より集計

H30 年度におけるゲームの相談についてはその他依存に計上

### ③メール相談（再掲）

	H30	R元	R2
アルコール	0	1	2
薬物	0	0	0
ギャンブル等	1	4	0
ゲーム	—	0	0
その他依存	0	0	3
延件数	1	5	5

※ゲームはR元年度より集計

H30年度におけるゲームの相談についてはその他依存に計上

## （2）回復プログラム

### ①実施状況

法務少年支援センター高松の協力を得て、希望者に対して回復プログラムを個別に実施した。

対象者	テキスト	実人員	実施回数
薬物	H I M A R P P	3	16
アルコール		0	0
ギャンブル等	S A T - G	4	29
	S A T - G ライト	0	0

### ②ケース会議の開催

回復プログラム受講者に対して、プログラムの実施方法及びプログラム終了後の支援について検討した。

## （3）家族支援

依存症者（アルコール・薬物・ギャンブル等）をもつ家族が集い、依存症の理解を深めるとともに、自由な雰囲気の中で話し合うことで、家族が元気を取り戻し、当事者の回復を支援することを目的に開催している。なお、平成30年度からは薬物依存症者をもつ家族を対象にテキストを使用した心理教育プログラムを実施するグループワークと、依存症者をもつ家族を対象とした家族教室を開催した。

### ①依存症者をもつ家族を対象としたグループワーク

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
10	7	28	毎月第4木曜日 13:30～15:30	心理教育プログラム

## ②依存症家族教室

回数	参加数		開催日時	内容
	実人員	延人員		
10	12	53	毎月第3金曜日 14:00～16:00	①コミュニケーション トレーニング ②外部講師（精神科医・ 多重債務相談員等）による勉強会

### （４）依存症対策研修会（再掲）

依存症に関する正しい理解とその対応について学ぶために研修会を開催したが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開催を中止した。

引き続き依存症支援者のスキルアップを図ることを目的に、依存症関連書籍等の貸出しを行った。

### （５）依存症支援者スキルアップ研修会（再掲）

支援者が動機づけ面接を学び、効果的な対応方法を身につけることで、依存症者への支援技術の向上を図ることを目的にスキルアップ研修会を開催したが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、開催を中止した。

引き続き依存症支援者のスキルアップを図ることを目的に、依存症関連書籍等の貸出しを行った。

### （６）アルコール健康障害対策出前講座（再掲）

令和元年度より、アルコールに関する理解を深め、自らアルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、アルコール依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へつなぐことができるよう地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

実施日	申込者	対象	参加人数
R2. 6. 19	香川県立農業大学校	学生	36
R2. 8. 25	警察本部厚生課	警察学校初任科生	62
R3. 1. 15	香川大学	学生	19

## 9 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)

精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査・交付事務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行っている。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明し、手帳の交付を受けたものに対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

自立支援医療費(精神通院医療)は精神障害者の自立を支援し適正な精神医療を普及するものであり、その給付水準は、原則として医療費の自己負担を1割とするものである。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月当たりの負担額に上限額を設定するものである。

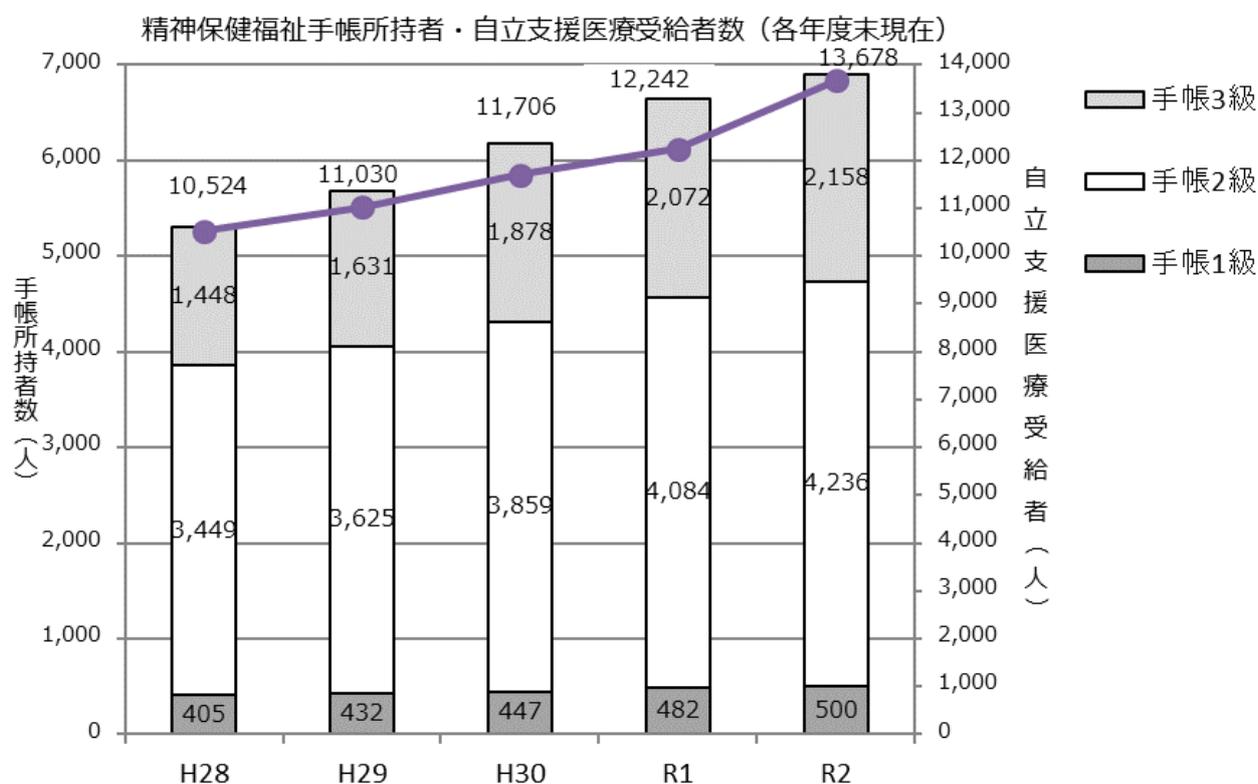
精神障害者保健福祉手帳交付数・所持者数

交付数	新規	578
	更新	2,804
	県外からの転入	54
	再交付	82
	等級変更	30
所持者数		6,894

自立支援医療(精神通院)交付数・受給者数

交付数	新規	1,198
	再認定	13,254
	県外からの転入	98
	再交付	149
	変更	2,952
受給者数		13,678

(交付数：令和2年度、所持者数・受給者数：令和3年3月31日現在)



市町別精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院医療）受給者数

保健所	市町名	精神障害者手帳				自立支援医療 (精神通院医療)
		1級	2級	3級	合計	
小豆総合事務所	土庄町	10	53	23	86	137
	小豆島町	11	73	42	126	197
計		21	126	65	212	334
東讃保健福祉事務所	さぬき市	24	196	101	321	643
	東かがわ市	12	117	40	169	362
	三木町	14	120	68	202	365
	直島町	1	1	1	3	23
計		51	434	210	695	1,393
中讃保健福祉事務所	坂出市	33	302	109	444	921
	宇多津町	9	86	52	147	261
	丸亀市	36	520	229	785	1,732
	綾川町	11	58	38	107	242
	多度津町	9	112	42	163	329
	まんのう町	11	49	28	88	182
	善通寺市	15	127	79	221	453
	琴平町	7	51	12	70	145
計		131	1,305	589	2,025	4,265
西讃保健福祉事務所	観音寺市	41	211	103	355	709
	三豊市	24	201	127	352	817
計		65	412	230	707	1,526
高松市保健所	高松市	232	1,959	1,064	3,255	6,160
合計		500	4,236	2,158	6,894	13,678

(令和3年3月31日現在)

## 10 精神医療審査会

精神医療審査会は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第38条の3第2項（定期の報告等による審査）及び法第38条の5第2項（退院等の請求による審査）の規定による審査を行っている。当センターでは、法第12条に基づき、平成14年4月から精神医療審査会事務を実施している。

当県の精神医療審査会は3合議体からなり、各合議体が概ね3週毎に審査を行っている。

### (1) 委員構成

	委員数（1合議体当たり）	予備委員	計
精神障害者の医療に関し学識経験を有する者	9（3）	0	9
精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者	3（1）	3	6
法律に関し学識経験を有する者	3（1）	2	5
合計	15（5）	5	20

### (2) 審査状況

①審査会開催状況 合議体開催：16回 全体会：年1回

#### ②合議体による審査

ア：定期報告等の審査結果

	審査件数	審査結果		
		現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要
医療保護入院届	887	887	0	0
入院中の 定期病状報告	医療保護入院 措置入院	350 24	350 24	0 0
合計	1,261	1,261	0	0

イ：退院等請求の審査結果

	審査受理件数	退院又は取り下げ	次年度繰り越し	審査件数	審査結果				
					現在の入院形態または処遇が適当	他の入院形態への移行が適当	合議体が定める期間内に他の入院形態への移行が適当	入院の継続は適当でない	処遇は適当でない
退院請求	39	4	2	33	32	0	0	1	0
処遇改善請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	4	2	33	32	0	0	1	0

## Ⅲ 資料

### 1 法規関係

#### (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 123 号）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。  
二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。

三 精神医療審査会の事務を行うこと。

四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項又は第五十一条の七第二項の規定により、市町村(特別区を含む。第四十七条第三項及び第四項を除き、以下同じ。)が同法第二十二条第一項又は第五十一条の七第一項の支給の可否の決定を行うに当たり意見を述べること。

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十六条第一項又は第五十一条の十一の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

#### (2) 精神保健福祉センター運営要領（平成 25 年 4 月 26 日障発 0426 第 6 号による改正現在）

平成 8 年 1 月 19 日 健医発第 57 号  
各都道府県知事各指定都市市長宛  
厚生省保健医療局長通知

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第六条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第一二三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五十三条第一項及び法第四十五条第一項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

## 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

## 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

## 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

### (2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

### (3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第三八条の四の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第四五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第五二条第一項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

#### 4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成一五年法律第一一〇号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

### (3) 香川県精神保健福祉センター条例（昭和42年3月16日条例第3号）

改正 昭和63年3月24日条例第12号、平成7年7月7日条例第34号、平成14年3月27日条例第25号、平成18年3月28日条例第18号、平成24年3月23日条例第24号、平成25年3月22日条例第14号

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を高松市に設置する。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号〕

（業務）

第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- (4) 精神障害者の診療
- (5) 香川県精神医療審査会の事務
- (6) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために必要な業務

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号・18年18号・24年24号・25年14号〕

（使用料及び手数料）

第3条 精神保健福祉センターを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料又は手数料を納入しなければならない。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 香川県精神衛生相談所設置条例(昭和27年香川県条例第29号)は、廃止する。

附 則(昭和63年3月24日条例12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(後略)

附 則(平成7年7月7日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第25号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年3月23日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

#### (4) 香川県精神保健福祉センター規則(昭和42年4月1日規則第21号)

改正 昭和44年3月31日規則第6号、50年5月31日第32号、63年6月30日第37号、平成2年5月31日第35号、平成3年5月31日第34号、5年5月31日第35号、平成7年7月7日第55号、平成15年3月24日第19号、平成17年3月29日第46号、平成18年3月28日第14号、平成20年3月25日第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)第4条の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和63年規則37号・平成7年55号・15年19号〕

(職員)

第2条 精神保健福祉センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 副主幹
- (4) 主任
- (5) その他の職員

一部改正〔昭和50年規則32号・63年37号・平成2年35号・3年34号・5年35号・7年55号・17年46号・18年14号〕

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

全部改正〔昭和50年規則32号〕、一部改正〔平成2年規則35号・3年34号・5年35号・15年19号・17年46号・18年14号〕

(使用料)

第4条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県精神保健福祉センターの項に規定する規則で定める額(以下「使用料の額」という。)は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けた場合  
労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額
- (2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けて傷害に関する診療を受けた場合 算定方法第2号中「10円」とあるのを「15円」と読み替えて算定方法により算定した額  
全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号・18年14号・20年13号〕

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月31日規則第32号)

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日規則第37号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年5月31日規則第35号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成3年5月31日規則第34号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成5年5月31日規則第35号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成7年7月7日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 2 地域精神保健福祉関係年表

(令和3年3月31日現在)

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1950 (S25)年 5月			「精神衛生法」公布
1952 (S27)年 12月	香川県精神衛生相談所設置条例公布 高松保健所に併設される		
1963 (S38)年			全国精神衛生実態調査
1964 (S39)年 10月		病院家族会発足 (丸亀病院)	
1965 (S40)年 6月		保健所の業務に精神衛生が加わる	「精神衛生法」改正
1966 (S41)年 2月		香川県断酒会発足	保健所における精神衛生業務について (公衆衛生局長通知)
		保健所に精神衛生相談員の配置 (高松保健所)	
1967 (S42)年 4月	香川県精神衛生センター条例公布 保健衛生センター内に設置される		
1969 (S44)年 4月			精神衛生センター運営要領について (公衆衛生局長通知)
1970 (S45)年 3月		精神科クリニック開始 (磯島クリニック)	
1971 (S46)年 4月		地域家族会発足 (高松保健所管内むつみ会)	
1971 (S46)年 10月		第1回香川県精神衛生大会	
1972 (S47)年 12月	デイケア開始		
1973 (S48)年 9月	現在の合同庁舎内に移転	生活の発見会発足	
1974 (S49)年 4月			精神科作業療法、精神科デイケア診療報酬点数化
1975 (S50)年 4月		保健所デイケア開始 (観音寺保健所)	
		香川県精神障害者家族連合会結成	
1977 (S52)年 4月		全保健所に地域家族会結成	
1978 (S53)年 4月		香川県精神障害者家族教育指導事業の実施	
1979 (S54)年 8月		第1回「目で見る精神保健展」	
1980 (S55)年 4月		病院デイケア開始 (三船病院)	
1982 (S57)年 4月	香川県使用料、手数料条例の一部改正により、受診者負担を8割相当額とする。 酒害相談事業開始	精神障害者家族相談事業の実施	
		痴呆性老人をかかえる家族の会発足	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1983 (S58)年 5月		全保健所での精神保健相談員の配置完了	
1984 (S59)年 4月		通所患者リハビリテーション事業の実施 地域家族会による薬草園営業開始 (むつみ会)	
		「むつみ会第1作業所」開設	
		香川いのちの電話開局	
1985 (S60)年 4月	心の健康づくり事業開始	酒害対策関係者会発足 (高松保健所)	
1986 (S61)年 4月		精神障害者共同作業所運営事業の実施	
		共同住居「清和荘」開設	
1987 (S62)年 4月	思春期相談事業開始	酒害家族教室の開始 (琴平保健所)	精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施
	5月	オリーブの会 (女性酒害者の断酒会) 発足	
	8月	思春期の子どもをもつ親の会開始	
	10月	酒害家族教室開始	
1988 (S63)年 4月		「白梅会八十場作業所」開設 三豊地域共同作業所「あゆみ会」開設	
	7月	「精神保健センター」に名称変更 「むつみ会第2作業所」開設	「精神保健法」施行 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について (保健医療局長通知)
1989 (H1)年 11月		共同作業所「コスモスの家」開設	
1990 (H2)年 1月	精神保健ボランティア養成講座開始		
	3月	「たんぼぼ会協同作業所」開設 精神保健ボランティア自主研究会発足	
	6月	精神保健センターデイケア保険診療化	
1991 (H3)年 2月		かがわマインド (精神保健ボランティア) 結成	
1992 (H4)年 3月		老人性痴呆疾患センター丸亀病院に併設	
	4月	「こころの電話相談」事業開始	
1993 (H5)年 4月			全国精神障害者団体連合会結成
	8月		「世界精神保健連盟世界会議」千葉県にて開催
	11月	精神保健ボランティア講座開始 (観音寺保健所)	
	12月	精神分裂病家族教室開始 (高松保健所)	「障害者基本法」施行

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1994 (H6)年 4月		グループホーム「五月荘」開設	「精神保健法等の一部改正する法律」施行
1995 (H7)年 5月		グループホーム「やよい荘」開設	「精神保健法」改正
7月	「精神保健福祉センター」に名称変更		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定
8月		「アルコール問題を考えよう会・かがわ」発足	
12月		精神障害者通所授産施設「川島荘」開設	「障害者プラン」策定
1996 (H8)年 1月	地域精神保健福祉対策促進事業開始	地域精神保健福祉対策促進事業（5保健所開始）	「精神保健福祉センター運営要領」通知（保健医療局長） 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」通知（保健医療局長）
4月		精神障害者援護寮「オリーブ寮」開設 地域生活支援センター「オリーブ」開始	
1997 (H9)年 4月		精神障害者援護寮「花園荘」開設	
6月		「不登校児の学びの支援を考える会」発足 地域生活支援センター「はなぞの」開始 地域精神保健福祉対策促進事業（全保健所にて開始）	
9月		「香川の精神福祉を考える会」発足	
10月	デイケア室5階に拡張移転 「精神障害者のためのピアワーク学習会」開始		
12月		香川県障害者施策推進基礎調査の実施	
1998 (H10)年 1月		グループホーム「ビアーズ館」開設	
3月		「香川NABA」発足（現在休止中）	
4月	「障害者の明るいくらし」促進事業開始	精神障害者援護寮「牟原寮」開設 地域生活支援センター「クリマ」開始	「精神保健福祉士法」施行
9月		「香川県の精神保健福祉」発行	
1999 (H11)年 3月		「アルコール問題を考えよう会・かがわ」が「アディクション問題を考えよう会・かがわ」に名称変更	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
1999 (H11)年 4月		精神障害者通所授産施設「八十場若竹園」開設 精神障害者援護寮「五色台」開設 地域生活支援センター「中讃地域生活支援センター」開設	
5月		「香川の精神保健福祉を考える会」NPO法人取得	
6月		香川県障害者介護等支援サービス(ケアマネジメント)体制整備推進事業開始	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の公布
10月		共同作業所「やすらぎの里」開設	地域福祉権利擁護事業開始
2000 (H12)年 4月	電子メール相談開始 ホームページ開設	精神障害者援護寮「しらさぎ荘」開設 地域生活支援センター「ありあけ」開設 香川県精神障害者訪問介護(ホームヘルプサービス) 試行的事業開始	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 「成年後見制度」施行
5月		グループホーム「ホームオリーブ」開設	
6月			「社会福祉法」施行
7月		「グリーンワーク研究会」発足	
2001 (H13)年 9月		丸亀保健所管内家族会「たんぼぼ会」と三船病院家族会「こだま会」が合併「丸亀広域家族会」として発足	
10月	第37回全国精神保健福祉センター研究協議会を香川にて開催	共同作業所「リトルウェスト」開設	
2002 (H14)年 4月	香川県精神医療審査会事務開始 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務開始 「香川県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例」施行		
5月		地域生活支援センター「ほっと」開設	
6月			日本精神神経学会において「精神分裂病」を「統合失調症」へ呼称変更決定
10月	図書室、電話相談室増設移転	「C s クリエーション」NPO法人取得	
12月			「新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画」策定
2003 (H15)年 1月	デイケア室4階に拡張移転	精神障害者小規模通所授産施設「江尻若竹園」開設	

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
2003 (H15)年 3月		「かがわ障害者プラン」策定	
4月	デイケアを「思春期・青年期デイケア」に移行		
5月		福祉ホームB型「福祉ホーム五色台」開設	
7月		香川県精神障害者退院促進支援事業開始	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(心神喪失等医療観察法) 公布
10月		小規模通所授産施設「ワイワイ創造館」、福祉ホームB型「コミュニティハウス未来」、地域生活支援センター「ライブサポートセンター」開設	
2004 (H16)年 3月		「グリーンワーク・かがわ」発足	
4月		中讃保健福祉事務所開設	
6月			「障害者基本法」改正
7月		香川県精神科救急医療システム事業開始	
9月		共同作業所「おへんろのこくぶ」開設	「精神保健福祉の改革ビジョン」発表 「今後の障害保健福祉施設について」(改革のグランドデザイン案) 発表
12月			「痴呆」に替わる用語として「認知症」を用いる (厚生労働省老健局長通知)
2005 (H17)年 3月	「社会資源情報マップ」発行		
4月			「発達障害者支援法」施行
5月	「青年期ひきこもり」親のグループワーク開始		
7月			「医療観察法」施行
8月		福祉ホームB型「ホームみどり」開設	
9月		グループホーム「ビアーズ2号館」開設	
10月		グループホーム「わかたけ」開設	
2006 (H18)年 4月			「障害者自立支援法」施行
10月			「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」の公布 「自殺対策基本法」施行

年 月	香川県精神保健福祉センター関係	香川県内の動き	全国の動き
2007 (H19)年 4月	思春期・青年期デイケアにショート・ケアを導入	香川県発達障害者支援センター「アルプスカガわ」開設 高次脳機能障害支援普及事業開始(支援拠点機関としてかがわ総合リハビリテーションセンターに委託)	
6月			「自殺総合対策大綱」策定
2010 (H22)年 7月	「自殺予防のためのハイリスク対象者訪問等支援事業」の開始に当たり、事務室拡張		
2011 (H23)年 6月	ひきこもり地域支援対策事業「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を開設		
9月		「全国精神保健福祉家族大会みんなねっと香川大会」を香川にて開催	
11月	診療・デイケア休止		
12月		香川ダルク設立	
2012 (H24)年 8月			「自殺総合対策大綱」の見直し
10月			「障害者虐待防止法」施行
2013 (H25)年 4月			「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行
6月			「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」公布
10月	ひきこもり当事者の集団活動「ポコ・ア・ポコ」開始		
2014 (H26)年 4月			「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行
6月			「アルコール健康障害対策基本法」施行
2015 (H27)年 3月		第4期「かがわ障害者プラン」策定	
2016 (H28)年 4月			「障害者差別解消法」施行 「自殺対策基本法」の一部改正

	5月			「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定
	6月			「刑の一部執行猶予制度」導入
2016 (H28)年	12月			「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
2017 (H29)年	4月	「香川県依存症相談拠点」として選定 「依存症者回復支援事業」開始		
	7月			「自殺総合対策大綱」の見直し
2018 (H30)年	3月		「いのち支える香川県自殺対策計画」策定 第5期「かがわ障害者プラン」策定	「措置入院の運用に関するガイドライン」・ 「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」の通知
	4月		「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」施行	
	10月			「ギャンブル等依存症対策基本法」施行
2019 (H31)年	3月		「香川県アルコール健康障害対策推進計画」策定	
2019 (H31)年	4月			「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」策定
2020 (R2)年	4月	「新型コロナウイルス感染症等に関する心のケア支援事業」開始	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例 施行	「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」公布及び施行 「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」開始
2021 (R3)年	3月		「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定	「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」策定

## 香川県精神保健福祉センター所報

2020年度（令和2年度）

2021年12月 発行

編集 香川県精神保健福祉センター  
発行

〒760-0068

香川県高松市松島町1丁目17-28

香川県高松合同庁舎内

電話 (087) 804-5565 FAX (087) 804-5474